○海上保安庁告示第三号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第十四条第四項の規定に基づき、巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月三十一日から施行する。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官　中島　敏

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第二条、第三条関係）

海岸局の名称	識別信号	聴守周波数	通信周波数	担当する航路の名称
横浜	JGC よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO） 〇〇四三一〇三〇一	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz	浦賀水道航路、中ノ瀬航路
東京マーチス	とうきょうマーチス	一五六・八MHz 一五六・六五MHz	一五六・六MHz 一五六・六五MHz 一五六・七MHz 一六一・七MHz 一五六・四七五MHz	
（略）				

注

1　海岸局のうち、横浜、名古屋、神戸及び広島を呼出す場合であって、一五六・八MHzが遭難通信に使用されているときは、一五六・六MHzを聴守周波数とする。

2・3　（略）

改正前

別表第一（第二条、第三条関係）

海岸局の名称	識別信号	聴守周波数	通信周波数	担当する航路の名称
横浜	JGC よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO） 〇〇四三一〇三〇一	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz	浦賀水道航路、中ノ瀬航路
（略）				

注

1　一五六・八MHzが遭難通信に使用されているときは、一五六・六MHzを聴守周波数とする。

2・3　（略）